

## 特定非営利活動法人 CFFジャパン 役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人C F F ジャパン（以下当法人という）定款第17条に基づき、役員報酬について基本事項を定める。なお、使用人兼務役員への給与の支給については、職員給与規程に定めるところによる。

### (規程の改定)

第2条 この規程の改定は理事会が決定する。

### (報酬支給の対象者)

第3条 役員報酬は、当法人の業務執行を担う役員に対して支給することができる。

### (報酬)

第4条 役員報酬は、常勤・非常勤の役員とも役員報酬一本とし、手当等他の給与は原則として支給しない。

- 2 ただし、常勤役員については、職員給与規程に定める手当の額等を加味して、役員報酬の額を決定することができる。
- 3 報酬の額は月額とし、総会において決定した予算の範囲内において、理事会で具体的な額を決定する。
- 4 役員に就任した月から報酬を支給することができる。
- 5 役員が退任、または死亡した場合には、その月分の報酬を支給することができる。

### (報酬の支給)

第5条 役員への月額報酬の支給計算の期間ならびに支給日は職員給与規程に準ずることとする。

- 2 ただし、法令または規定に基づき、役員の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

### (臨時緊急措置)

第6条 当法人の財務状況が著しく悪化した場合、または社会的に責任を明らかにすべき事態が発生した場合などには、理事会の決定により、報酬の減額等の措置を取ることがある。

## 付 則

この規程は2017年6月1日より施行する。